

○松本市火入れに関する条例施行規則

昭和59年6月28日

規則第17号

改正 平成28年3月31日規則第34号

松本市火入れに関する規則（昭和59年規則第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、松本市火入れに関する条例（昭和59年条例第21号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（許可の申請等）

第2条 条例第2条の規定により、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入許可申請書（様式第1号）2通を、市長に提出しなければならない。

第3条 市長は、条例第4条第1項の規定により、火入れを許可したときは、火入れ許可証（様式第2号）を申請者に交付する。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に許可するものから適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市火入れに関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間この規則による改正後の松本市火入れに関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

様式第2号(第3条関係)

火 入 許 可 証

指令第 号
年 月 日

様

松本市長



年 月 日付けで申請のあった火入れの許可について、次のとおり許可します。

火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	